

第5回千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会の議事結果について

第5回減災対策協議会の議事としては、協議会規約の改定と地域の取組方針の改定の2議案となります。

書面開催として、議案に意見を求めた結果、下記のとおりとなりました。

■千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会規約の改定について

結果) 全ての構成団体から異議なし

⇒原案のとおり、改定する(改定年月日:令和4年7月19日)

■千葉県大規模氾濫に関する地域の取組方針について

結果) 1団体より下記のとおり意見があった
(その他の団体からは異議なし)

意見:取組機関について、分かり易くするためにも、主体となる機関を上段に記載すべきと考えます。

何故市町村が全てにおいて上段に来るのが理解できない。

意見の回答としましては、

「取組機関の記載については、取組に係る機関を列記しているもので、上段の記載が主体となる機関との認識ではない。

取組機関については、取り組むべき機関を形式的に記載している。

仮に上段に主体となる機関を記載した際には、上段の機関と

上段以外の機関との間で取組への対応が異なることも考えられるため、記載はあくまで形式的に関係する機関を記載している。」

となり、意見をいただいた団体へは説明させていただきました。

⇒原案のとおり、改定する(改定年月:令和4年7月)